

昭和六十三年四月二十八日付け広島県報（号外）第三十一号に登載の広島県公告（同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域）の一部を次のように訂正する。

土木建築局建築課長

ページ	段
三	上
後ろから一一	行
玖波一丁目一七〇三番地五	正
玖波一丁目一七〇三番地三	誤